『保険適応外のデバイス使用に関する通達』

保険適応外のデバイスを VAIVT および外科的手術等で使用する際には、各施設の倫理委員会での承認および患者の了解を得た後に、主治医または術者の責任において使用すること。
また、このデバイスを使用した報告（抄録、論文等）に際しても倫理委員会の承認および患者の了解を得たことを明記することが必要である。

注：当通達に関するお問い合わせは、事務局までお願いいたします。
また、ベアメタルステント使用に関しましては、すでに保険償還可能となっている地域も多く、通達デバイスからは除外といたします。

2026 年 11 月 11 日

一般社団法人 透析バスキュラーアクセスインターベンション治療医学会
倫理・安全委員会 委員長　飯田　潤一
理事長　宮田　昭